

第 10 章 営 繕



県営引野住宅 101 号館 1 期新築工事
完成後全景

1 営繕工事の概要

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、適正な事業執行に努めている。

令和6年度は、旧広島陸軍被服支廠1号棟ほか2棟安全対策工事、県営鯉港住宅1期新築その他工事に着手した。

令和7年度は、県営熊野住宅2期新築工事等に着手予定である。

委託業務では、令和5年度までに実施した23件の広島型建築プロポーザル方式による設計者選定に加え、令和6年度には三原旅客ターミナル（仮称）、警察本部別館庁舎（仮称）及び県営日吉台住宅について、新たにプロポーザル方式により設計者選定を行った。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け、都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため、平成25年度に、魅力ある建築物創造事業を創設している。

(2) 事業の概要及び特徴について

ア 事業のねらい

広島県型の建築プロポーザル方式の確立により、魅力ある建築物の創出を推進するとともに、県内の魅力ある建築物の発掘・発信、クリエイティブな人材の育成など、民間建築物への幅広い普及を促進することで、本県ブランドイメージの向上を図る。

イ 事業の概要

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施   広島港宮島口地区旅客ターミナル（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）
	  広島叡智学園中学・高等学校（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）



福山東警察署駅前交番庁舎（左：R3 提案イメージ、右：完成写真）



広島南警察署（左：R1 提案イメージ、右：完成写真）



県営引野住宅 101 号館（左：R2 提案イメージ、右：完成写真）

○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及促進（技術支援）



海田東小学校校舎

R6 実施事例

○ 事業成果の情報発信



R4 実施事例 建物完成見学会（府中市こどもの国 こどもの広場トイレ）



R5 実施事例 建物完成見学会（三原市 三原中央方面隊屯所）

○ その他情報発信



R4 情報発信イベント 2023（伊東豊雄氏×乾久美子氏×小野田泰明氏）



R6 建築家・原田真宏講演会～ひろしま建築学生チャレンジコンペ2024 キックオフイベント

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

- ・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定



ひろしまたてものがたり



第1位 厳島神社
(廿日市市)



第2位 原爆ドーム
(広島市)



第3位 阿多田灯台資料館
(大竹市)



第4位 広島平和記念資料館(本館)
(広島市)



第5位 NTTクレド基町ビル
(広島市)

民間建築物
への波及

- ・ひろしまたてものがたりフェスタの実施



ガイドツアー

(上：広島県立美術館/比治山ホール・旧 ABCC 職員宿舎
下：市営基町高層アパート/広島市立中央図書館)

R6 実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2024

○ クリエイティブな人材の育成

- ・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施



左：広報チラシ 右上：審査会の様子 右下：最優秀作品完成予定パース
R5実施事例（県営向ヶ丘住宅集会所）



左：広報チラシ 右上：審査会の様子 右下：完成予定パース
R6実施事例（大西旅客待合所）

(3) 令和7年度の取組について

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 ○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援 ○ 事業成果（建築学生チャレンジコンペ等）の情報発信 ・トークイベント、完成見学会等
民間建築物への波及	○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 ・「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 ・公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

3 営繕工事の執行状況

令和6年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

(単位:千円)

区分	工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
R2	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他工事	東広島市西条町	建築	2,568,712	2020/12/17	2024/01/26	完成
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他電気設備工事	東広島市西条町	電気	825,554	2020/12/17	2024/01/26	完成
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他空調設備工事	東広島市西条町	機械	698,500	2020/12/17	2024/01/26	完成
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他衛生設備工事	東広島市西条町	機械	627,000	2020/12/17	2024/01/26	完成
R3	広島南警察署庁舎新築その他工事	広島市南区出汐	建築	2,090,019	2021/10/09	2023/07/14	完成
	広島南警察署庁舎新築その他電気設備工事	広島市南区出汐	電気	441,853	2021/10/09	2023/07/14	完成
	広島南警察署庁舎新築その他機械設備工事	広島市南区出汐	機械	328,790	2021/10/09	2023/07/14	完成
	東部こども家庭センター一時保護所新築その他工事	福山市瀬戸町	建築	676,170	2022/03/16	2023/06/15	完成
	東部こども家庭センター一時保護所新築その他電気設備工事	福山市瀬戸町	電気	158,164	2022/03/10	2023/06/15	完成
	東部こども家庭センター一時保護所新築機械設備工事	福山市瀬戸町	機械	217,910	2022/03/10	2023/06/15	完成
	県立農業技術大学校空調設備改修工事	庄原市是松町	機械	106,070	2022/10/22	2023/04/28	完成
R4	広島県立廿日市特別支援学校狭隘化解消に係る移転整備に伴う校舎内部改修その他工事	廿日市市阿品山西	建築	236,509	2022/07/23	2023/08/31	完成
	広島県立安芸府中高等学校校舎1号棟内部改修その他工事【1期工事】	安芸郡府中町	建築	255,468	2022/08/27	2023/12/13	完成
	広島県福山庁舎LED照明改修工事	福山市三吉町	電気	106,700	2022/09/17	2023/09/22	完成
	広島県立呉工業高等学校校舎1号棟内外部改修工事	呉市阿賀北	建築	332,259	2022/10/08	2024/01/31	完成
	広島県情報プラザ外壁改修その他工事	広島市中区千田町	建築	277,433	2022/09/23	2023/08/31	完成
	広島県立高陽東高等学校校舎3号棟内外部改修その他工事	広島市安佐北区落合南	建築	286,284	2022/10/06	2024/01/30	完成
	広島県立福山工業高等学校校舎5号棟内外部改修工事	福山市野上町	建築	134,057	2022/10/28	2023/08/31	完成
	県立びんご運動公園健康スポーツセンター冷温水発生機更新工事	尾道市栗原町	機械	122,980	2022/11/08	2023/09/08	完成
	広島県庁舎東館LED照明改修工事	広島市中区基町	電気	271,748	2022/11/05	2023/10/20	完成
	福川排水機場発電機棟新築工事	福山市神島町	建築	133,228	2023/02/04	2023/11/30	完成
	県営安佐住宅20号館ほか5棟電気容量改善工事	広島市安佐南区上安	電気	130,460	2023/09/28	2024/3/29	完成
	(仮称) 向原吉田トンネル換気設備工事	安芸高田市向原町～吉田町	機械	199,650	2022/12/14	2025/03/31	完成
	県営引野住宅Aブロック(仮称)1期新築工事	福山市引野町	建築	833,800	2023/03/08	2024/08/30	完成
	県営熊野住宅南ブロック(仮称)1期新築工事	安芸郡熊野町	建築	1,369,500	2023/03/08	2025/01/31	完成
	県営熊野住宅南ブロック(仮称)1期新築機械設備工事	安芸郡熊野町	機械	207,329	2023/03/08	2025/01/31	完成
	(仮称) 向原吉田トンネル非常用設備工事	安芸高田市向原町～吉田町	電気	415,390	2023/03/17	2025/03/31	完成
	県営引野住宅Aブロック(仮称)1期新築電気設備工事	福山市引野町	電気	113,848	2023/03/08	2024/08/30	完成
	県営引野住宅Aブロック(仮称)1期新築機械設備工事	福山市引野町	機械	178,417	2023/03/08	2024/08/30	完成
	県営熊野住宅南ブロック(仮称)1期新築電気設備工事	安芸郡熊野町	電気	159,500	2023/08/03	2025/01/31	完成
	県営安佐住宅2、3号館外壁改修その他工事	広島市安佐南区上安	建築	112,640	2023/11/14	2024/07/19	完成
	県営長寿園南高層住宅1号館外壁改修その他工事(第4工区)	広島市中区西白島町	建築	272,800	2023/12/07	2024/10/11	完成
	県営牛田高層住宅外壁改修その他工事(第1工区)	広島市東区牛田新町	建築	169,400	2024/01/16	2025/01/17	完成
	県営東観音住宅1号館外壁改修その他工事	広島市西区観音町	建築	275,000	2024/01/16	2024/12/27	完成
R5	県営廿日市住宅32、34号館外壁改修その他工事	廿日市市阿品山西	建築	116,294	2023/07/27	2024/03/17	完成
	県立美術館LED照明設備改修工事【1期工事】	広島市中区上鞆町	電気	244,200	2023/08/25	2024/03/29	完成

	広島県立広島井口高等学校校舎 9 号棟内外部改修 その他工事	広島市西区井口明神	建築	124, 857	2023/08/25	2024/03/29	完成
	広島県東部建設事務所三原支所本館空調和設備 改修工事	三原市門一町	機械	128, 574	2023/08/26	2024/03/29	完成
	ひろしま国際プラザLED照明設備改修工事	東広島市鏡山	電気	103, 774	2023/08/25	2024/02/29	完成
	県立総合体育館昇降機設備 1・2 号機更新工事	広島市中区基町	電気	143, 000	2023/06/30	2025/03/14	完成
	(仮称) 向原吉田トンネル電気通信設備工事	安芸高田市向原町 ～吉田町	電気	270, 295	2023/07/07	2025/03/31	完成
	(仮称) 向原吉田トンネル電気設備工事	安芸高田市向原町 ～吉田町	電気	370, 700	2023/07/20	2025/03/31	完成
	広島光町合同庁舎電気設備改修工事	広島市東区光町	電気	181, 830	2023/07/12	2024/07/31	完成
	広島県立呉南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎 新築工事	呉市阿賀中央	建築	511, 500	2023/10/23	2024/12/27	完成
	広島光町合同庁舎機械設備改修工事	広島市東区光町	機械	252, 230	2023/08/04	2024/07/31	完成
	(仮称) 広島光町合同庁舎改修その他工事	広島市東区光町	建築	473, 134	2023/08/31	2024/07/31	完成
	広島県立海田高等学校校舎 3 1 号棟内部改修その他 工事	安芸郡海田町つくも町	建築	425, 513	2023/09/23	2025/02/19	完成
	広島県立黒瀬特別支援学校狭隘化解消に係る校舎 新築その他工事	東広島市黒瀬町	建築	1, 023, 000	2023/12/20	2025/03/31	完成
	広島県立海田高等学校校舎 3 1 号棟内部改修機械 設備工事	安芸郡海田町つくも町	機械	111, 320	2023/09/20	2025/02/19	完成
	広島県庁舎北館内外部改修その他電気設備工事	広島市中区基町	電気	335, 500	2023/10/13	2026/03/31	継続
	広島県立海田高等学校校舎 3 1 号棟内部改修電気 設備工事	安芸郡海田町つくも町	電気	143, 000	2023/09/23	2025/02/19	完成
	広島県立黒瀬特別支援学校狭隘化解消に係る校舎 1 8 号棟ほか 2 棟内部改修その他工事	東広島市黒瀬町	建築	109, 780	2023/10/03	2024/05/15	完成
	広島県総合グラウンド野球場スコアボード更新電気 設備工事	広島市西区観音新町	電気	184, 360	2023/10/14	2025/03/31	完成
	広島県立安芸南高等学校校舎 4 号棟内外部改修その他 工事	広島市安芸区矢野西	建築	186, 552	2023/11/01	2024/10/31	完成
	広島県庁舎北館内外部改修その他工事	広島市中区基町	建築	489, 500	2023/12/27	2026/03/31	継続
	広島県立黒瀬特別支援学校狭隘化解消に係る校舎 新築機械設備工事	東広島市黒瀬町	建築	177, 210	2023/12/26	2025/03/31	完成
	広島県庁舎北館内外部改修その他機械設備工事	広島市中区基町	機械	271, 700	2024/01/16	2026/03/31	継続
	広島県立黒瀬特別支援学校狭隘化解消に係る校舎 新築電気設備工事	東広島市黒瀬町	電気	154, 000	2023/12/26	2025/03/31	完成
	広島県立府中東高等学校校舎 2 号棟内外部改修その他 工事	府中市土生町	建築	238, 370	2024/01/17	2024/12/06	完成
	広島県庁舎渡り廊下 2 ほか 1 棟耐震改修その他工事	広島市中区基町	建築	187, 000	2024/02/03	2024/12/27	完成
	広島県健康福祉センター空調和設備更新工事 (3 期)	広島市南区皆実町	機械	166, 100	2024/02/03	2025/03/31	完成
	広島県立大門高等学校部室 1 9 号棟ほか 2 棟土砂 災害特別警戒区域内既存建築物安全対策工事	福山市幕山台	建築	123, 728	2024/02/08	2025/01/31	完成
	広島県立福山特別支援学校校舎 1 号棟ほか 4 棟屋 上防水改修工事	福山市津之郷町	建築	103, 664	2024/02/16	2024/08/30	完成
	県立美術館LED照明設備改修工事【2 期工事】	広島市中区上幟町	電気	394, 900	2024/03/14	2025/03/31	完成
	広島県立広高中学校校舎 2 8 号棟内外部改修工事	呉市広大新開	建築	154, 880	2024/03/14	2024/12/24	完成
	広島県庁舎北館受変電設備更新工事	広島市中区基町	電気	149, 600	2024/03/23	2025/11/28	継続
R 6	旧広島陸軍被服支廠 1 号棟ほか 2 棟安全対策工事	広島市南区出汐	建築	2, 307, 800	2024/10/02	2027/02/17	継続
	県営鯉港住宅 1 期新築その他工事	広島市南区宇品西	建築	1, 468, 500	2025/03/18	2026/09/30	継続
	広島港廿日市木材製品 8 号上屋新築工事	廿日市市木材港南	建築	561, 000	2024/12/18	2025/09/17	継続
	広島県立呉商業高等学校校舎 2 2 号棟内外部改修 その他工事	呉市広古新開	建築	430, 602	2024/09/26	2026/02/27	継続
	広島県三次庁舎第 1 庁舎空調和設備改修工事	三次市十日市東	機械	335, 500	2024/10/17	2026/03/16	継続
	広島県立神辺高等学校校舎 4 1 号棟内部改修その他 工事 (1 期工事)	福山市神辺町川北	建築	282, 480	2025/02/19	2025/12/15	継続
	県立総合体育館大アリーナLED照明設備改修工事	広島市中区基町	電気	275, 660	2024/10/26	2025/04/30	継続
	県立びんご運動公園陸上競技場電光掲示板更新工事	尾道市栗原町	電気	268, 400	2025/03/22	2026/01/23	継続

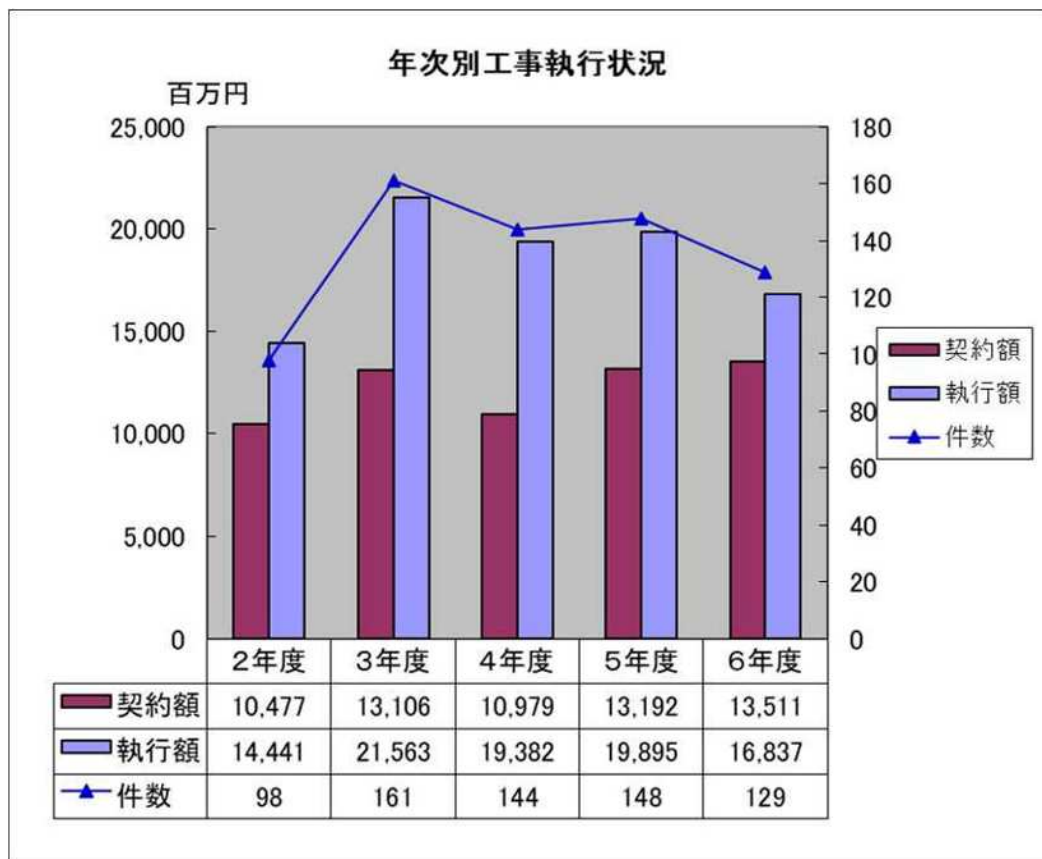
広島県立安芸府中高等学校校舎1号棟内部改修工事【2期工事】	安芸郡府中町山田	建築	257,666	2024/08/29	2026/01/29	継続
広島県立広島特別支援学校校舎7号棟ほか2棟内部改修その他工事	広島市安佐北区	建築	255,772	2024/08/24	2025/06/27	継続
広島県立呉商業高等学校校舎2号棟内外部改修その他電気設備工事	呉市広古新聞	電気	253,991	2024/12/11	2026/03/31	継続
西部こども家庭センター東広島支所内部改修その他工事	東広島市八本松町	建築	253,000	2024/11/19	2025/07/31	継続
広島県立御調高等学校校舎1号棟内外部改修その他工事	尾道市御調町	建築	231,000	2025/01/17	2026/03/30	継続
広島県立福山誠之館高等学校校舎LED照明設備改修工事	福山市木之庄町	電気	197,172	2024/09/19	2025/05/30	継続
県税別館解体撤去その他工事	広島市中区基町	建築	179,912	2024/10/25	2025/09/30	継続
広島県立庄原実業高等学校校舎53-3-5号棟内部改修その他工事	庄原市西本町	建築	157,300	2024/12/07	2025/10/14	継続
広島県立広島特別支援学校校舎7号棟ほか1棟内部改修電気設備工事	広島市安佐北区倉掛	電気	151,800	2024/08/06	2025/07/31	継続
三次警察署空調和設備改修工事	三次市十日市中	機械	147,338	2024/09/10	2025/06/30	継続
広島県立広島中学校・広島高等学校校舎LED照明設備改修工事	東広島市高屋町中島	電気	144,306	2024/11/09	2025/03/31	完成
広島県立広島北特別支援学校空調和設備更新工事(2期)	広島市安佐北区三入東	機械	139,508	2024/06/25	2025/03/31	完成
板ヶ谷スノーステーション新築工事	山県郡安芸太田町板ヶ谷	建築	132,880	2024/11/30	2025/07/11	継続
広島県立広島特別支援学校校舎7号棟ほか1棟内部改修機械設備工事	広島市安佐北区倉掛	機械	131,062	2024/07/10	2025/07/31	継続
広島県東部建設事務所三原支所南館改修工事	三原市円一町	建築	126,743	2024/07/05	2025/03/14	完成
広島県立海田高等学校屋内運動場外部改修その他工事	安芸郡海田町つくも町	建築	119,020	2025/03/26	2025/11/20	継続
広島県立三次青陵高等学校屋内運動場内部改修工事	三次市大田幸町	建築	111,650	2025/03/03	2025/11/27	継続
広島県庄原庁舎第1庁舎空調和設備改修工事	庄原市東本町	機械	111,430	2024/07/27	2026/03/20	継続
広島県情報プラザ高圧真空遮断器等更新工事	広島市中区千田町	機械	105,487	2024/07/23	2025/07/31	継続
広島港宇品旅客ターミナル外壁改修その他工事(1工区)	広島市南区宇品海岸	建築	102,797	2024/10/03	2025/10/31	継続
小瀬川ダム車庫棟ほか1棟耐震改修その他工事	廿日市市浅原	建築	101,302	2024/11/02	2025/11/28	継続

(注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。
2. 完成年月日は、契約工期末である。

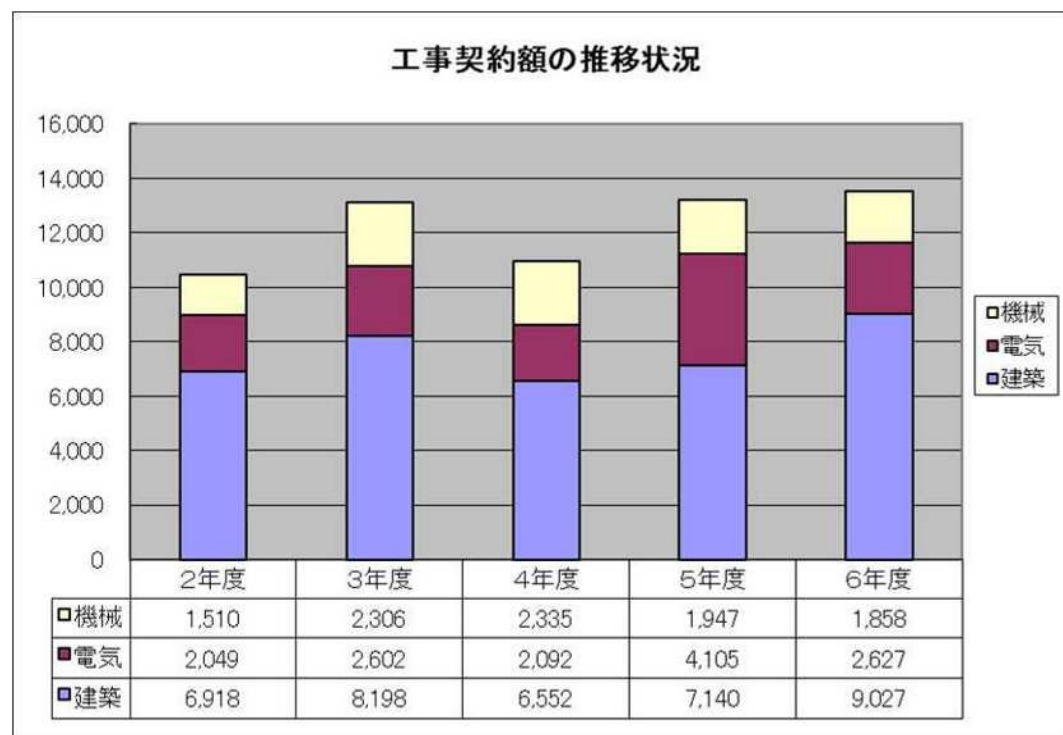
令和6年度工事実施状況

(単位:千円)

			危機管理監	総務局	地域政策局	環境市民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	上下水道部	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計
令和5年度 以前からの 債務負担行為 (既契約越)分 A	工事 内容 内 容	件数	0	4	0	0	0	1	0	10	0	0	16	1	32
		建築 金額	0	1,185,360	0	0	0	46,218	0	3,372,160	0	0	3,247,152	41,690	7,892,580
		件数	0	5	2	2	0	0	0	6	0	2	8	0	25
		電気 金額	0	732,380	327,360	449,194	0	0	0	950,620	0	109,450	608,946	0	3,177,950
		件数	0	3	0	1	1	2	0	4	0	1	6	0	18
		機械 金額	0	551,430	0	89,540	166,100	91,850	0	985,050	0	12,870	509,658	0	2,406,498
		計 金額	0	2,469,170	327,360	538,734	166,100	138,068	0	5,307,830	0	122,320	4,365,756	41,690	13,477,028
令和6年度 契約額 B	工事 内容 内 容	件数	1	6	2	0	6	3	2	16	0	1	23	6	66
		建築 金額	38,692	2,697,772	83,138	0	528,971	95,485	113,300	3,155,860	0	13,200	2,118,780	181,337	9,026,535
		件数	0	8	2	3	1	2	2	3	1	2	10	4	38
		電気 金額	0	278,333	322,300	146,410	18,480	142,665	137,247	356,290	18,363	91,630	1,005,228	110,231	2,627,177
		件数	0	6	1	0	1	1	1	3	0	3	8	1	25
		機械 金額	0	656,444	10,395	0	20,469	77,000	81,573	106,458	0	125,400	638,660	141,350	1,857,740
		計 金額	38,692	3,632,549	415,833	146,410	567,911	315,150	332,120	3,618,608	18,363	230,230	3,762,668	432,918	13,511,452
令和7年度 以降への 債務負担行為 (既契約越)分 C	工事 内容 内 容	件数	0	4	0	0	3	0	1	7	0	1	8	1	25
		建築 金額	0	2,602,490	0	0	335,536	0	96,800	2,480,268	0	13,200	1,824,350	61,380	7,414,024
		件数	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	6	0	12
		電気 金額	0	27,214	322,300	0	0	0	121,627	318,450	0	0	766,110	0	1,555,701
		件数	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	11
		機械 金額	0	491,334	0	0	0	0	0	70,620	0	0	478,830	141,350	1,182,134
		計 金額	0	3,121,038	322,300	0	335,536	0	218,427	2,869,338	0	13,200	3,069,290	202,730	10,151,859
令和6年度 執行額 A+B-C (件数はA+B)	工事 内容 内 容	件数	1	10	2	0	6	4	2	26	0	1	39	7	98
		建築 金額	38,692	1,280,642	83,138	0	193,435	141,703	16,500	4,047,753	0	0	3,541,581	161,647	9,505,091
		件数	0	13	4	5	1	2	2	9	1	4	18	4	63
		電気 金額	0	983,499	327,360	595,604	18,480	142,665	15,620	988,460	18,363	201,080	848,064	110,231	4,249,426
		件数	0	9	1	1	2	3	1	7	0	4	14	1	43
		機械 金額	0	716,540	10,395	89,540	186,560	168,850	81,573	1,020,888	0	138,270	669,488	0	3,082,104
		計 金額	38,692	2,980,681	420,893	685,144	398,475	453,218	113,693	6,057,101	18,363	339,350	5,059,133	271,878	16,836,621

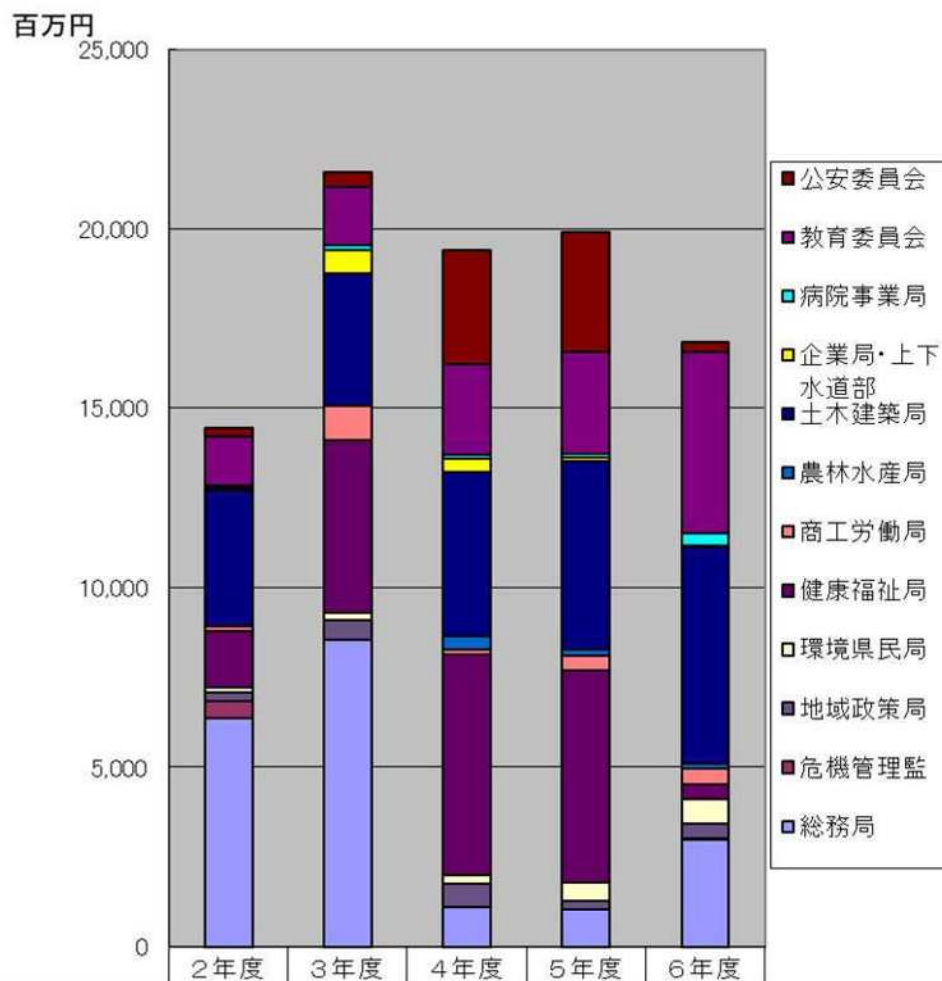


※金額は百万円未満を四捨五入



※金額は百万円未満を四捨五入

部門別工事執行額の推移状況



	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
■ 公安委員会	240	376	3,157	3,337	272
■ 教育委員会	1,362	1,669	2,517	2,830	5,059
■ 病院事業局	45	136	105	92	339
■ 企業局・上下水道部	90	637	385	97	18
■ 土木建築局	3,787	3,676	4,566	5,275	6,057
■ 農林水産局	0	7	377	176	114
■ 商工労働局	124	970	134	384	453
■ 健康福祉局	1,573	4,810	6,145	5,919	398
□ 環境県民局	130	202	223	492	685
■ 地域政策局	243	538	678	243	421
■ 危機管理監	487	0	0	0	39
■ 総務局	6,360	8,541	1,095	1,049	2,980

※金額は百万円未満を四捨五入

第 11 章 災害復旧



令和 6 年発生災害 一級河川芦田川水系 論田川河川災害復旧工事（福山市熊野町）



令和 6 年発生災害 二級河川沼田川水系 前谷川河川災害復旧工事（三原市大和町）

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

近年では、毎年のように公共土木施設災害が発生しており、非常に多くの災害復旧事業に取り組んでいるが、技術者の兼務制限の緩和等の不調・不落対策や下請けを含む建設事業者の確保に向けた取組など、様々な観点から必要な対策を講じ、早期復旧に努めている。

なお、令和6年及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 令和6年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数、千円）

工種		県		市町		県・市町合計	
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
各工 事別 内訳	河川	85	1436,248	49	502,261	134	1,938,509
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	砂防	24	359,371	—	—	24	359,371
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	11	424,481	66	601,861	77	1,026,342
	橋梁	—	—	1	59,971	1	59,971
	港湾	—	—	—	—	—	—
	下水道	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計		120	2,220,100	116	1,164,093	236	3,384,193

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

（単位：件数）

年災	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
県	16	362	267	2,550	93	348	951	76	75	120
市町	28	408	275	2,930	57	333	701	68	105	116
合計	44	770	542	5,480	150	681	1,652	144	180	236

イ 金額

（単位：千円）

年災	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
県	137,967	3,351,199	3,181,043	63,032,991	1,104,005	6,001,987	19,166,268	1,999,943	1,599,841	2,220,100
市町	162,285	2,519,470	1,881,903	35,513,405	328,011	2,888,525	6,245,896	493,701	796,787	1,164,093
合計	300,252	5,870,669	5,062,946	98,546,396	1,432,016	8,890,512	25,412,164	2,493,644	2,396,628	3,384,193

3 広島県の主要災害（昭和 20 年以降）

発生 年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大 風速	雨量	死者	負傷者	行方 不明	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑 流失	田畑 冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 —	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 —	丁 3,857	丁 10,651	か所 —	隻 —	枕崎台風
S25. 9.14	"	28.1	144.4	1	1	—	66	403	—	4,592	23,505	174	141	29	—	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ～ 6. 7	"	13.2	239.7	2	—	—	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	—	9	
S28. 7.16 ～ 7.22	梅雨	9.4	181.8	—	1	—	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	—	
S29. 9.13 ～ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	—	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	—	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ～ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	—	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	—	
S39. 6.24 ～ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	—	5	13	2	47	4,264	328	230	—	—	344	—	—	—	
S40. 6.18 ～ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	—	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	—	154	—	39	—	
S42. 7. 7 ～ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	—	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	—	93	—	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ～ 7. 8	"	—	511.0	7	21	—	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	—	
S47. 7. 9 ～ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169 か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ～ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	—	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714 か所		18	—	
S51. 9. 8 ～ 9.13	台風 前線	21.5	457.0	16	29	—	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	—	81.56ha		40	—	
S54. 6.26 ～ 7. 2	梅雨	—	422.0	1	5	—	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	—	
S56. 6. 25 ～ 7. 4	"	—	618.0	4	11	—	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	—	江田島町、呉市 山崩れ
S58. 7.20 ～ 7.23	"	—	518.0	—	2	—	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	—	201ha		8	—	昭和 58 年 7 月豪雨
S60. 6.21 ～ 7. 6	"	—	1,080.0	2	3	—	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	—	184 ha	14 ha	75	—	
S63. 7.20 ～ 7.21	"	—	276.0	14	11	—	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ～ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	—	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38 か所		88	668	台風第 19 号
H 5. 6.28 ～ 7. 5	梅雨	—	142.0	4	1	—	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	—	
H11. 6.24 ～ 7. 3	"	—	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	—	2,638 か所		62	—	平成 11 年 6 月 29 日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ～ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	—	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	—	178 か所		66	—	台風 18 号
H13. 3.24	地震	—	—	1	193	—	49	344	33,609	—	—	53	704	8	—	—		—	—	平成 13 年 芸予地震 マグニチュード 6.7 最大震度 6 弱
H16. 8.30 ～ 8.31	台風	18.0	164.0	—	9	—	1	4	88	1,379	5,799	61	61	—	—	11.48ha		—	—	台風 16 号
H16.9.7 ～ 9.8	"	33.3	154.0	5	142	—	27	204	16,582	860	3,128	65	140	—	—	6.60ha		—	—	台風 18 号
H17.9.6 ～ 9.7	"	19.3	346.0	—	13	—	7	75	135	240	1,741	469	275	6	—	55.36ha		—	—	台風 14 号
H18.7.14 ～ 7.21	梅雨	—	175.0	—	—	—	—	—	3	4	100	465	209	—	—	90.82ha		3	—	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ～ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	—	88.25ha		—	—	台風 13 号
H21.7.19 ～ 7.27	梅雨	—	187.5	1	4	—	3	—	17	29	271	274	167	1	—	13.16ha		11	—	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ～ 7.16	梅雨	—	516.0	5	6	—	19	35	72	254	1,407	831	413	3	—	82.87ha		39	—	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ～ 8.21	低気圧	—	287.0	74	69	—	179	217	190	1,086	3,097	395	162	—	1	15.94ha		—	—	
H30.7.5 ～ 7.8	梅雨	—	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,245.63ha		362	7	梅雨前線豪雨

発生 年月日	種 別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備 考
		最大 風速	雨量	死者	負傷者	行方 不明	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑 流失	田畑 冠水	鉄道	船	
R03.7.7 ～7.8	梅 雨	—	313					78	155	88	440	392	297	3	7	421ha		2		梅雨前線豪雨
R03.8.11 ～8.25	梅 雨	—	793	3	1		11	78	37	120	343	647	615	3	74	1,110ha		2		梅雨前線豪雨

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



二級河川三津大川水系三津大川 災害復旧助成事業（東広島市安芸津町三津）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和 37 年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

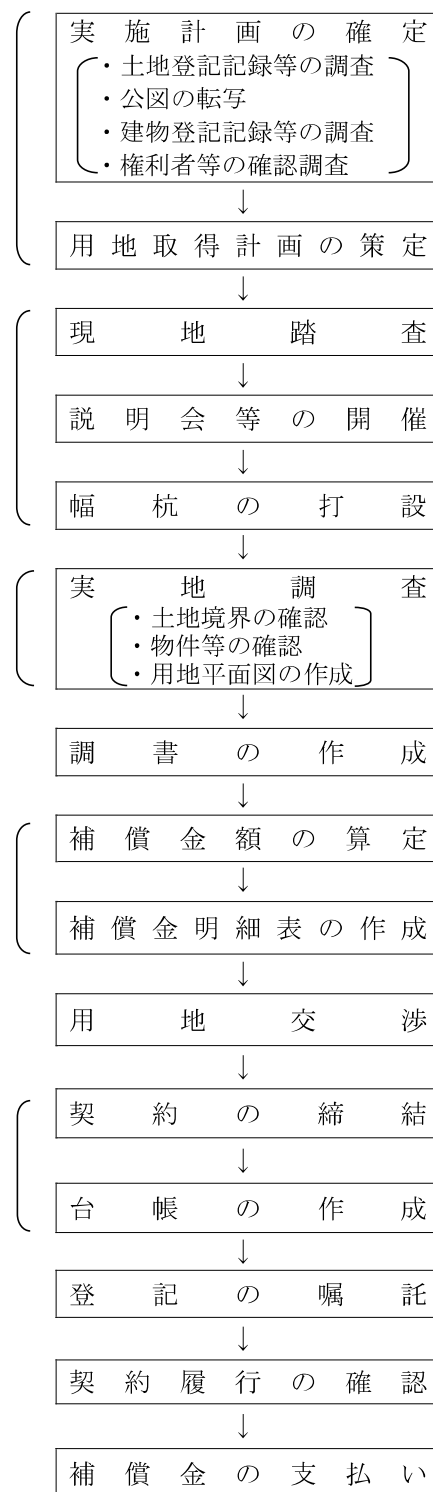
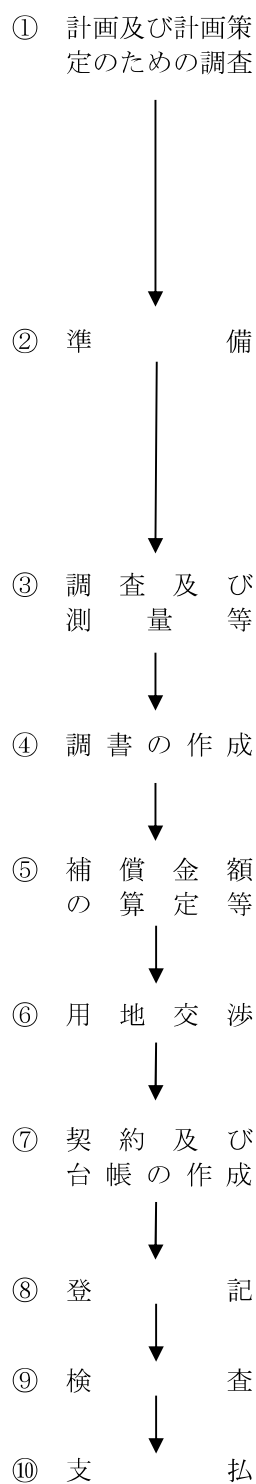
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成 18 年 3 月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

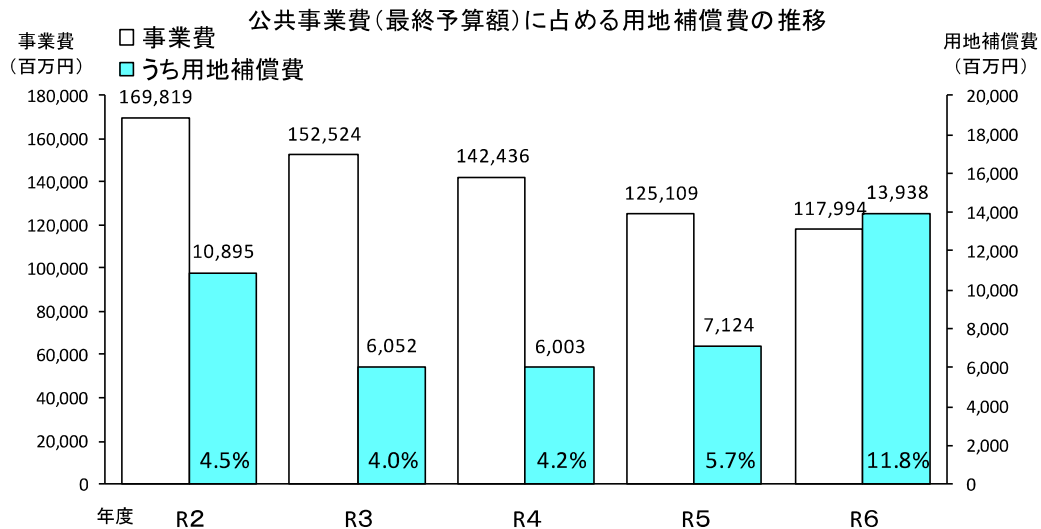
(参考) 用地取得の手順

公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用 地 費 及 び 補 償 費						
年度	用地取得 箇 所 数	用 地 費		補 償 費		計(千円)
		取得面積 (㎡)	金 額(千円)	物件件数(建物) (件)	金 額(千円)	
R 2	508	467,375	2,943,225	563(75)	7,951,326	10,894,551
R 3	362	465,384	2,044,918	471(67)	4,007,535	6,052,453
R 4	425	563,203	2,004,874	596(77)	3,997,810	6,002,684
R 5	483	521,213	3,015,320	611(84)	4,108,290	7,123,610
R 6	460	464,560	9,174,408	565(84)	4,764,075	13,938,483



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

令和6年度における事業認定

- ・大臣認定(起業者:広島県) 家下川2砂防工事
- ・知事認定(起業者:市町等) 該当事業なし

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

令和6年度における裁決申請件数(起業者:広島県)

事業名	件数
家下川2砂防工事	2

第13章 建設業



ひろしま建設フェア 2024



建設企業ガイダンス

1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、建設事業者は、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍してきた。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており、この変化に対応することが必要となっている。

本県の建設投資は、平成 22 年度にピーク時（平成 3 年度）の 5 割以下まで減少した後、国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等の民間建設投資も増加したことにより、近年は高い水準となっている。

一方で、建設産業の担い手（技術者や技能労働者等）は、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、担い手不足が常態化しており、十分な施工体制を組むことができないケースも発生している。さらに、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくと、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されている。

このような課題は全国各地でも同様であり、政府では、建設産業の持続性を高めることを目的として担い手 3 法の改正を進める他、人口減少・少子高齢化社会の中、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進してきた。

本県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成 23 年及び平成 28 年に策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきた。

現在は、建設産業の課題や環境の変化を踏まえて令和 3 年 3 月に策定した「広島県建設産業ビジョン 2021」に基づき、安全・安心な県土づくりに向けた具体的な施策・取組を実施している。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和 7 年度の建設業の担い手の確保・育成に係る取組については、次のとおりである。

ア 建設業担い手 3 法の改正に向けた取組

改正担い手 3 法（適切な労務費の行き渡り、工期ダンピング防止など）が適切に運用されるよう建設業者への周知や指導等を実施

イ 建設業の魅力向上・発信の取組

(7) 担い手確保のための労働環境改善

魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業者に対し、費用の一部を支援する。

(4) 動画コンテンツ等を活用した情報発信

建設業のイメージアップに向けて、建設業の魅力、やりがい、社会的役割等について、動画コンテンツ等を作製し、県HPやSNSなどにおいて発信

(7) 建設業職人体験会の開催

建設業の様々な職種を体験し、適した職種を見つける機会を提供

ウ 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(7) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に、建設企業ガイダンスを開催

(イ) 土木系・建築系学生向け説明会

土木系・建築系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催

(ウ) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催

エ 小中学生等向け魅力発信の取組

(7) ひろしま建設フェア 2025

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催

(イ) 小中学校等現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透を図るため見学会を開催

(ウ) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書等の巡回展示を、庄原市立図書館で実施

オ 建設業における人材確保育成の取組

(7) 若手技術者セミナー

若年者の離職対策として、若手技術者セミナーを開催

(イ) 技術者育成セミナー

技術者の技術向上等の取組として、技術者育成セミナーを開催

(2) 入札・契約制度の改善

令和7年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア 確かな競争力を発揮する建設産業

(7) 発注標準の見直し

建設工事費の高騰を踏まえた基準額の引上げ

(イ) ダンピング対策の強化

完成後調査の実施対象の拡大（落札率が90%未満の場合の調査義務化）
請負代金内訳書の確認強化（法定福利費に加え労務費の確認）

(ウ) 指名除外基準の見直し

建設業法違反に対するペナルティ強化等

イ 担い手確保と働き方改革

(7) 低入札価格調査制度における調査基準価格の下限値引上げ

調査基準価格の設定範囲の下限引上げ（82%→85%）

(イ) 建設キャリアアップシステムの利用促進

建設キャリアアップシステム活用工事の試行開始

(ウ) 完全週休2日工事の試行導入

3億円以上の建設工事を対象に完全週休2日工事の試行導入

(イ) 受発注者の事務負担の軽減

書類限定検査の拡大、提出様式の見直し

ウ 建設産業の生産性向上

(7) 総合評価落札方式の評価方法の見直し

ICT 活用実績に対する加点の強化

広島県建設分野の革新技術活用制度登録技術の活用実績に係る評価基準変更

(i) 遠隔臨場実施工事の拡大

遠隔臨場実施工事の発注者指定型による実施の拡大

(ii) ICT 活用工事の拡大

ICT 活用工事の発注者指定型による実施の対象工事の拡大

(i) CIM 推進モデル業務の拡大

CIM 推進モデル業務の発注者指定型による実施の拡大

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和 24 年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上※の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

※一定規模以上＝1 件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金 1,500 万円以上又は延べ面積 150 ㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金 500 万円以上の工事
各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位: 者)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
知事許可業者	11,591	11,641	11,590	11,720	11,999
西部建設事務所	6,592	6,613	6,571	6,648	6,728
〃 呉支所	844	845	841	842	850
〃 東広島市所	744	755	752	769	780
東部建設事務所	3,066	3,084	3,090	3,125	3,187
北部建設事務所	345	344	336	336	454
県内大臣許可業者	268	273	270	268	272
合 計	11,859	11,914	11,860	11,988	12,271

年間許可申請処理件数 (知事許可)

(単位: 件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新 規	520	486	395	454	417
業種追加	306	247	229	186	231
更 新	2,431	2,623	2,398	1,127	1,590
合 計	3,257	3,356	3,022	1,767	2,238

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

なお、令和 6 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和7年3月31日現在)

事務所別	区分	知事許可業者
西部建設事務所		1,189
〃	呉支所	315
〃	東広島支所	260
東部建設事務所		948
北部建設事務所		204
合 計		2,916

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和7・8年度分については、令和6年11月に受付を行い、令和7年4月から令和8年9月まで随時追加の受付を行っている。資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3～4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

令和7年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況

(令和7年3月31日現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,136	140	322
県外	66	600	480
合 計	2,202	740	802

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登録簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和5年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年度	手 続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件 数 (A+B-C)	審理開催 回 数
令和6	あっせん	0	2	2	2	0	1
	調 停	1	3	4	3	1	4
	仲 裁	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	5	6	5	1	5

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。

打刻及び検認の件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
打 刻	2	1	0	1	0
検 認	0	0	0	1	0

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浄 化 槽 工 事 業 者	県内	77	75	75	75	62
	県外	0	0	0	0	0
	合計	77	75	75	75	62
特例浄化槽工事業者	県内	631	639	604	604	583
	県外	79	79	80	80	81
	合計	710	718	684	684	664

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位：者)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県 内	246	274	288	292	309
県 外	14	15	15	16	21
合 計	260	289	303	308	330

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

【 参 考 資 料 】

1 令和7年度土木建築局関係事業負担率表

【令和6年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
道路改良費	国 道		補助	5.5/10 {5.0/10, 5.5/10} [4.5/10]	4.5/10 {5.0/10, 4.5/10} [5.5/10]	—	
				5.5/10 {5.0/10, 5.5/10} [4.5/10]	4.5/10 {5.0/10, 4.5/10} [5.5/10]	—	
				1/2 {5.5/10} [4.5/10]	1/2 {4.5/10} [5.5/10]	—	
				3/4、2/3、6/10	1/4、1/3、4/10	—	
	地方道	一 般		2/3 {6/10}	1/3 {4/10}	—	
				1/2 {5.5/10} {5.0/10, 5.5/10} [4.5/10]	1/2 {4.5/10} {5.0/10, 4.5/10} [5.5/10]	—	
				3/4、2/3、6/10、5.5/10	1/4、1/3、4/10、4.5/10	—	
				5.5/10 {6/10} [2/3] {6/10}	4.5/10 {4/10} [1/3] {4/10}	—	
		5.5/10	4.5/10	—			
特殊改良費	国 道	一 般	補助	15/30	13/30	2/30	
				離 島	15/30	14/30	1/30
	地方道	一 般		15/30	13/30	2/30	
		離 島		15/30	14/30	1/30	
自転車道整備費		地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費		国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防 雪 費		国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費		国道・地方道	補助	5.5/10 {1/2}	4.5/10 {1/2}	—	
除 雪 費		作業・機械	補助	2/3 {2/3}	1/3 {1/3}	—	
交通安全施設費		一 般	補助	1/2 {5.5/10}	1/2 {4.5/10}	—	
		離 島		1/2 {6/10}	1/2 {4/10}	—	
無電柱化推進事業費		国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
道路メンテナンス事業費		一 般	補助	5.5/10	4.5/10	—	
		離 島		6/10	4/10	—	
土砂災害対策道路事業費		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
道路盛土のり面防災対策事業		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
踏切道改良計画事業		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（地区内連携）		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（通学路緊急対策）		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全施設費			単独	—	10/10	—	
道路改良費			単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費			単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費			単独	—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—	
	新 設 ・ 改 築			2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	—	
	交通安全	一 種		2/3	1/3	—	
		二 種		1/2	1/2	—	
	沿道環境			改 築	2/3	1/3	—
	電 線			共 同 溝	1/2	1/2	—
	災 害				2/3	1/3	—

注) 道路事業の（ ）は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[] は、離島架橋について適用する。

{ } は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。

[] は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】 は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
河改修費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—
	河川メンテナンス事業	補助	1/2	1/2	—
	住宅市街地基盤整備	補助	1/2	1/2	—
	事業間連携河川事業	補助	1/2	1/2	—
		補助	1/2	1/2	—
	特定都市河川改修事業	補助	1/2	1/2	—
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行	補助	1/3	1/3
特定都市河川浸水被害対策推進事業費	特定都市河川改修	市町施行	補助	1/2	1/4
河川環境整備費	統合河川環境整備	河浄化指定地域	補助	1/2	—
		一般地域	補助	1/3	—
		河川利用推進	補助	1/3	—
		市町施行	補助	1/3	1/3
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—
河川災害復旧等関連緊急事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—
河川災害関連事業費	災害関連	補助	1/2	1/2	—
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2	—
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10	—
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	—
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	—
堰堤改良費	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	—
		河道・貯水池	補助	1/3	2/3
		その他	補助	4/10	6/10
	長寿命化計画の策定又は変更	補助	1/2	1/2	—
河川改良費			単独	—	10/10
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模	直轄	7/10	3/10
		その他		2/3	1/3
	建設機械	改修・その他		2/3	1/3
		ダム		7/10	3/10
	特定河川構造物			2/3	1/3
	都市水環境整備調査			1/2	1/2
	災害			5.5/10	4.5/10

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名				区分	負担区分		
					国	県	地元
通常砂防費		通常・住宅関連		補助	1/2	1/2	—
(個別・総合流域防災)							
離島振興事業(総合流域防災)				補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業		渓流		補助	1/2	1/2	—
(個別・総合流域防災)		一般			1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業費 (個別・総合流域防災)				補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
					4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
					4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
					2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
事業間連携砂防等事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	—
	急傾斜	公共施設関連	大規模斜面		9.5/20	9.5/20	1/20
			その他		4.5/10	4.5/10	1/10
		一般	大規模斜面		4.5/10	4.5/10	1/10
			その他		2/5	2/5	1/5
砂防メンテナンス事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	—
	急傾斜	公共施設関連			9.5/20	9.5/20	1/20
			一般		4.5/10	4.5/10	1/10
まちづくり連携砂防等事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	—
	急傾斜	公共施設関連			9.5/20	9.5/20	1/20
			一般		4.5/10	4.5/10	1/10
通常砂防事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—
砂防基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—
地すべり基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—
災害関連緊急砂防事業費				補助	2/3	1/3	—
災害関連緊急地すべり対策事業	緊急対策費	渓流		補助	2/3	1/3	—
		一般			1/2	1/2	—
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	緊急対策費	公共施設関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
		一般	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業	緊急対策費	公共施設関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
		一般	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急雪崩対策事業				補助	1/2	1/2	—
砂防激甚災害対策特別緊急事業費				補助	5.5/10	4.5/10	—
雪崩対策事業費(総合流域防災)				補助	1/2	1/2	—
特定緊急砂防事業費				補助	1/2	1/2	—
特定緊急地すべり対策事業費				補助	1/2	1/2	—
地すべり激甚災害対策特別緊急事業				補助	5.5/10	4.5/10	—
大規模特定砂防等事業				補助	1/2	1/2	—
通常砂防費				単独	—	10/10	—
地すべり対策事業				単独	—	10/10	—
急傾斜地崩壊事業	事業費	通常事業・緊急改築事業		単独	—	1/2	1/2
		災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	政令市		—	5/10	5/10
			不交付団体		—	6.25/10	3.75/10
			その他		—	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業				直轄	2/3	1/3	—

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名				区分	負担区分		
					国	県	地元
高潮対策事業			一般	補助	5/10	4/10	1/10
			離島		11/20	8/20	1/20
			海岸メンテナンス事業（一般）		5/10	4/10	1/10
			海岸メンテナンス事業（離島）		11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業				補助	10/30	17/30	3/30
					10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設整備事業	高潮	一般	広島港	補助	4/10	5/10	1/10
			その他の		5/10	4/10	1/10
		離島	離島		11/20	8/20	1/20
			海岸メンテナンス事業		5/10	4/10	1/10
港湾環境整備事業		一般	補助	10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
港湾災害関連事業		一般	補助	5/10	5/10	－	
		離島		11/20	9/20	－	
直轄海岸保全施設整備費負担金				直轄	2/3	1/3	－

(5) 港湾事業

事業名					区分	負担区分		
						国	県	地元
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連			補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		その他				5/10	2.5/10	2.5/10
	地方	一般				4/10	3.5/10	2.5/10
		広域連携				9/20	6/20	5/20
		離島	水域・外郭			8/10	2/10	－
			係留・臨港交通施設			6/10	3/10	1/10
	港湾メンテナンス事業	一般				1/3	2/3	－
		離島				5/10	5/10	－
港湾環境整備事業		緑地	一般	上物用地	補助	5/10	2.5/10	2.5/10
			用地			4/12	5/12	3/12
	廃棄物埋立護岸	産業廃棄物（一般廃棄物）浚渫土・建設残土		4/12		5/12	3/12	
		海域環境創造	覆砂等及び海浜整備			5/10	2.5/10	2.5/10
			沈没船舶処理			1/3	2/3	－
効果促進事業		業			補助	5/10	2.5/10	2.5/10
港湾補修事業		一般			補助	1/3	2/3	－
		離島				5/10	5/10	－
地方創生港整備推進交付金事業	一般		水域・外郭・係留臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			その他		4/12	5/12	3/12	
	離島		水域・外郭	補助	8/10	2/10	－	
			係留・臨港交通施設		6/10	3/10	1/10	
			その他		5/10	4/10	1/10	
港湾改良事業		業			単独	－	2/3	1/3
港湾災害関連事業		業			補助	5/10	5/10	－
直轄港湾改修費等負担金	国際拠点港湾（外資に係るもの）	国際拠点港湾	航路・防波堤係留施設	直轄	4/6	1/6	1/6	
			臨港交通施設		5.5/10	2.25/10	2.25/10	
			その他		5.5/10	4.5/10	－	

注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名				区分	負担区分		
					国	県	地元
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく・水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島			8/10	2/10	—	
				6/10	3/10	1/10	
				5.5/10	4/10	0.5/10	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10		5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として 起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4/10	
	地方創生活污水处理施設整備 推進交付金			(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般	補助	5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般		補助	5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業 (海岸メンテナンス)	一般			5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般	補助	10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10	
	離島	外かく・水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送・用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業				単独	—	2/3	1/3
市町事業費 指導監督					1/2	1/2	—
災害復旧業	一般		補助	0.667	0.333	—	
	離島			0.8	0.2	—	
単復旧災害業				単独	—	10/10	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)
街路事業	補助	15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)	2/30
		16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
		16.5/30	11.5/30	2/30
		15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)	
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)
都市公園事業 用地及び補償 施設	補助	1/3	2/3	—
		1/2	1/2	—
都市公園事業	単独	—	10/10	—
直轄公園整備費 負担金	新設	2/3	1/3	—
流域下水道事業 処理場 管渠等	補助	2/3	0.5/3	0.5/3
		1/2	0.5/2	0.5/2
		1/2	0.5/2	0.5/2
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	1/2	
宅地耐震化推進事業	補助	1/3	2/3	

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
市街地再開発事業費	組合等施行	2/6	1/6	市町：1/6 組合等：2/6
	個人施行	2/6	1/6	市町：1/6 施行者：2/6
	指導監督	10/10	—	—

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	—	5.5/10(1/2)
住宅建設事業 指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3、2/4)	1/2(2/3、1/4)	
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	1/2(2/3)	
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅 移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
建築物火災安全改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
住宅・建築物省エネ改修推進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
災害復旧事業費	一般	0.667	0.333	—
	離島	0.8	0.2	—
	—	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
空港建設事業	単独	—	10/10	—
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | |
|-------|--|
| ② 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあつせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法 |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | |
|-------|---|
| ③ 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | |
|-------|--|
| ④ 名 称 | 広島県あつせん委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあつせんを行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会が推薦する収用委員会の委員 1 名、学識経験者 4 名の計 5 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | |
|-------|--|
| ⑤ 名 称 | 広島県仲裁委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会がその委員の中から推薦する者 3 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- ⑥ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会
任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例
構 成 等 学識経験を有する者 5 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 建設産業課
- ⑦ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会
任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
根 拠 法 土地収用法
構 成 等 学識経験を有する者 7 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 用地課
- ⑧ 名 称 広島県水防協議会
任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
根 拠 法 水防法
構 成 等 会長 1 人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員 15 人で構成
所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑨ 名 称 広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって 5 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 空港振興課
- ⑩ 名 称 広島県海域利用審査会
任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
根 拠 法 広島県の海の管理に関する条例
構 成 等 学識経験を有する者 10 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑪ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 30 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

- ⑫ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑬ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑭ 名 称 広島県都市計画審議会
任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
根 拠 法 都市計画法
構 成 等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑮ 名 称 広島県屋外広告物審議会
任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
根 拠 法 広島県屋外広告物条例
構 成 等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって 13 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑯ 名 称 広島県開発審査会
任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
根 拠 法 都市計画法
構 成 等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者 7 人で構成
所 管 課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑰ 名 称 広島県建築審査会
任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
根 拠 法 建築基準法
構 成 等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの 7 人で構成
所 管 課 土木建築局 建築課

- ⑱ 名 称 広島県建築士審査会
任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 根 拠 法 建築士法
構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑲ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑳ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
所 管 課 土木建築局 営繕課
- ㉑ 名 称 広島県土木建築局3D都市モデルを活用したユースケース開発公募型プロポーザル選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、三次市に関する専門的知識を有する者をもって10人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人(令和7年4月1日現在)

基本情報

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業 務 概 要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	9 人	4 人	0 人	5 人	
常 勤 職 員 数	9 人	3 人	0 人	6 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤
副 理 事 長	上田 隆博		常勤
常 務 理 事	城田 俊彦		常勤
理 事	黒川 幸雄		常勤
理 事	富永 健三		
理 事	小林 秀矩		
理 事	下森 宏昭		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	植野 実智成		
理 事	梅田 泰生	商工労働局長(兼) 産業政策審議官	
理 事	藤田 士郎	土木建築局長	
理 事	沖邊 竜哉	上下水道部付(局長)	
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	青木 龍一		

組織の概要

理事長 副理事長 常務理事 理事 事務局長 総務部 総務課(7人) 用地部 統合事務局(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社) 理事 監事	備 考
--	-----

基本情報

法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和56年 3 月30日

基本財産等の額	3, 850, 000千円	うち県出資額	3, 850, 000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	有料道路の新設、維持修繕その他の管理を総合的、効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業 務 概 要	有料道路の新設、改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	4 人	2 人	0 人	2 人	
常 勤 職 員 数	17 人	8 人	2 人	7 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤
副 理 事 長	上田 隆博		常勤
常 務 理 事	城田 俊彦		常勤
常 務 理 事	黒川 幸雄		常勤

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	藤田 士郎	土木建築局長	
理 事	石飛 和博		
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	青木 龍一		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --> B[副理事長] B --> C[常務理事] C --> D[事務局長] D --> E[総務部長] D --> F[道路部長] E --> G[総務課 7人] F --> H[維持管理課 5人] F --> I[安芸灘大橋有料道路管理事務所 2人] D -.- J[統合事務局 土地開発公社、道路公社、住宅供給公社] K[理事] L[監事] </pre>	備 考
---	-----

基本情報

法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市東区温品一丁目 8 番23号	設 立 登 記	平成 9 年 6 月 3 日

基本財産等の額	91, 554, 600千円	うち県出資額	45, 777, 300千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(45, 777, 300千円, 50%)				

設 立 目 的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業 務 概 要	1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	3 人	1 人	1 人	1 人	
非 常 勤 役 員 数	4 人	1 人	0 人	3 人	
常 勤 職 員 数	7 6 人	1 9 人	0 人	5 7 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	友道 康仁		常勤
副 理 事 長	木村 良一		常勤
理 事	安部 学	土木建築局付(部長)	常勤
理 事	野曾原 悦子		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	濱田 芳弘		
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	藤岡 康一		

組織の概要

<pre> graph TD Chairman[理事長] --- ViceChairman[副理事長] ViceChairman --- Board[理事] Board --- GeneralAffairs[総務部長] Board --- SafetyManagement[保安全管理部長] Board --- PlanningInvestigation[企画調査部長] Board --- Construction[建設部長] SafetyManagement --- TrafficManagement[交通管理課] SafetyManagement --- Safety[保全課] PlanningInvestigation --- PlanningInvestigationDesk[企画調査課] PlanningInvestigation --- TechnicalManagement[技術管理課] Construction --- LandUse[用地課] Construction --- ConstructionFirst[建設第一課] Construction --- ConstructionSecond[建設第二課] Construction --- Inspection[監査室] </pre>	備 考
--	-----

法人の名称	(株)ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設 立 登 記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1, 000, 000千円	うち県出資額	510, 000千円	県出資比率	51%
県以外の出資者	広島市(90,000千円、9.0%)、ヤマハ発動機株式会社(52,000千円、5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円、3.0%)、マツダ株式会社(30,000千円、3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円、2.3%)、株式会社中国新聞社(20,000千円、2.0%) など15団体				

設 立 目 的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業 務 概 要	1 港湾施設、漁港施設、公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設、漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備、保有、賃貸、維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	5 人	0 人	2 人	3 人	
非 常 勤 役 員 数	9 人	1 人	0 人	8 人	
常 勤 職 員 数	30 人	2 人	2 人	26 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	甲田 良憲		常勤
常務取締役	山中 裕之		常勤
常務取締役	縄谷 一久		常勤
常務取締役	福島 吉浩		常勤
取締役	新村 貴史	土木建築局 空港港湾担当部長	
取締役	西野 仁		
取締役	伊藤 敬一		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取締役	家尾谷 成宏		
取締役	佐藤 浩之輔		
取締役	内堀 達也		
常勤監査役	清水 和則		常勤
監査役	宮崎 誠克		
監査役	松本 智寛		
監査役	吉岡 敬司		

		備 考	
代表取締役社長	(コンテナターミナル運営部)	常務取締役	担当 (2名)
	(企画統括部)	常務取締役	企画統括チーム (4名)
	(港湾サービス部)		管理チーム (5名)
			港営チーム (4名)
			福山営業所・松山詰所 (6名)
			営業推進チーム (4名)
			営業技術チーム (4名)
	(マリナ振興部)	常務取締役	五日市FA (1名) ※営業推進チームと兼務 システムアドバイザー (1名)
	(常務監査役)		

基本情報

法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和41年3月31日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83.0%
県以外の出資者	広島市(700千円)、呉市(500千円)、福山市(250千円)、三原市(150千円)、尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	6 人	3 人	0 人	3 人	
常 勤 職 員 数	26 人	4 人	5 人	17 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤
副 理 事 長	上田 隆博		常勤
常 務 理 事	城田 俊彦		常勤
常 務 理 事	黒川 幸雄		常勤
理 事	福知 基弘		
理 事	藤田 士郎	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	木村 成弘	都市建築技術審議官	
理 事	金澤 正裕		
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	藤岡 康一		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --> B[副理事長] B --> C[常務理事] C --> D[事務局長] D --> E[総務部(8人)] D --> F[住宅部(17人)] E --> G[総務課(7人)] F --> H[事業促進・分譲販売促進担当(4人)] F --> I[住宅管理・入居促進担当(3人)] F --> J[建築営繕担当(2人)] F --> K["㈸広島県住宅管理センター(3人)"] L[経営企画監] M[理事] N[監事] </pre>	備 考
---	-----